

# ケーススタディ 事業承継に活用できる「全部取得条項付株式」 ～20年度改正による明確化を踏まえた対応

税理士法人「ラスト」  
税理士 公認会計士  
尾立 好幸

通則法

所得税

法人税

相続税

消費税

法務

経営

関連業務

## ◆ はじめに

会社法が18年5月1日に施行されて、2年が経過した。この2年間で新会社法を活用してさまざまな場面でさまざまな組織再編の手法や種類株式が活用されるようになった。しかし、活用場面や活用方法が多様化する中で、税務上の取扱いが明確になっていない点も多く、一部の実務では混乱も生じていた。その一つが全部取得条項付種類株式という種類株式の取扱いであり、その活用にあたり、「税務上の取扱いがどうなるか？」が、数多くの個人株主の行動や税金に影響を与えることになっていた。

そのような実務上の混乱を経て、20年度税制改正において全部取得条項付種類株式の税務上の取扱いが明確になった。この明確化によって、上場企業が活用することの多かった全部取得条項付種類株式が中小企業においても活用することが促進されるのではないかとと思われる。

特に、事業承継を円滑に行うために現在、策定されている経営承継円滑化法（20年10月1日施行）、事業承継税制（21年度税制改正

予定）、民法の遺留分の特例（21年3月1日施行）の活用とともに、事業承継対策がますます重要となっていく中で、この全部取得条項付種類株式を事業承継のために活用することも重要となろう。そこで、今回、全部取得条項付種類株式を活用した事業承継対策とその税務上の取扱いを解説したい。

## I ◆ 全部取得条項付株式の活用パターン

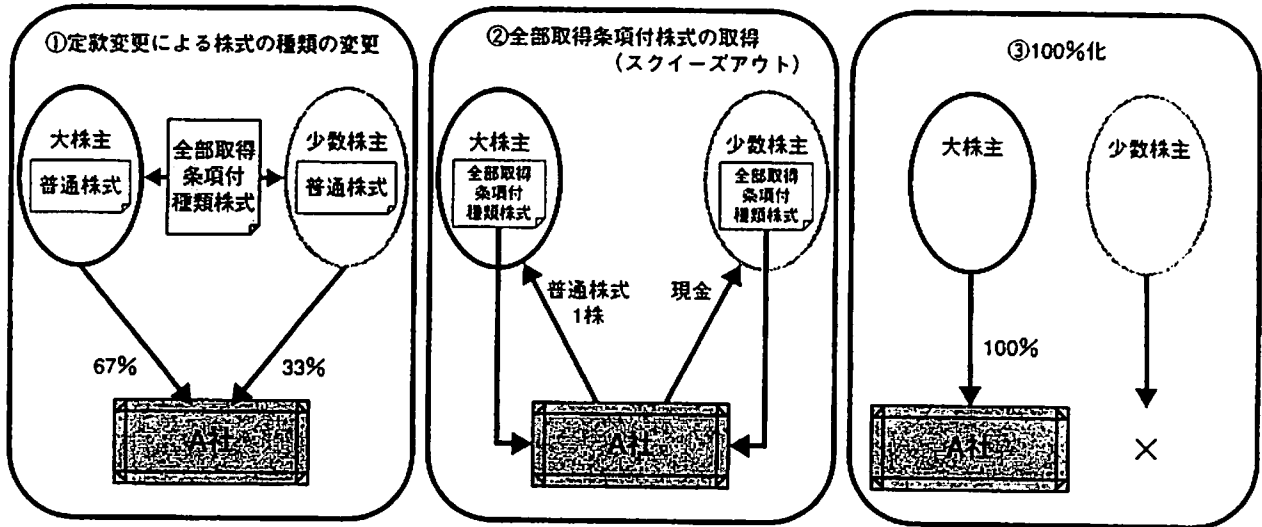
### 1 ● 全部取得条項付種類株式とは

全部取得条項付種類株式とは、発行会社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる、会社法による種類株式の一種である（会社法108①七）。この全部取得条項付種類株式は、株主総会による取得決議があれば反対株主の意思に関係なく強制的に発行会社が取得できる種類株式である。そして、全部取得条項付種類株式の取得の対価として、株主には他の種類の株式や金銭等が交付されることになる（会社法171①）。

### 2 ● 実務における活用場面と問題点

ある会社を100%子会社化するための方式である。対象会社の株式を普通株式から全部取得条項付種類株式に変更するとともに当該株式の取得決議を行い、買収会社には普通株式1株を交付し、少数株主には端数株式に対する金銭を交付して退出してもらう、会社法による新しいM&Aの手法（少数株主退出法）である。組織再編税制の枠外であり、株式交換と異なり、完全子法人の保有資産の時価評価がないのが使い勝手の良い点である。

●少数株主退出による100%子会社化



1 M&A (100%子会社化)

まず、我々が「全部取得条項付種類株式」という用語を新聞等によく見かけるのは、全部取得条項付種類株式方式というM&AやMBOにおける100%子会社化のための少数株主退出法（スクイズアウト）としての活用である（サイバード、キューサイ、加ト吉等）（図表一）。上場株式の所有者の中には、ある時、突然、金銭と引換えに株主の立場から除外された、という経験をされた方もいるはずである。

2 会社再建（債務超過の解消）

また、企業再生における債務超過の解消の方法として普通株式を全部取得条項付種類株式に変更して、株主総会で無償による取得決議をした後に、100%減資を行い、それと同時に増資を行って債務超過を解消する、という活用法がある。

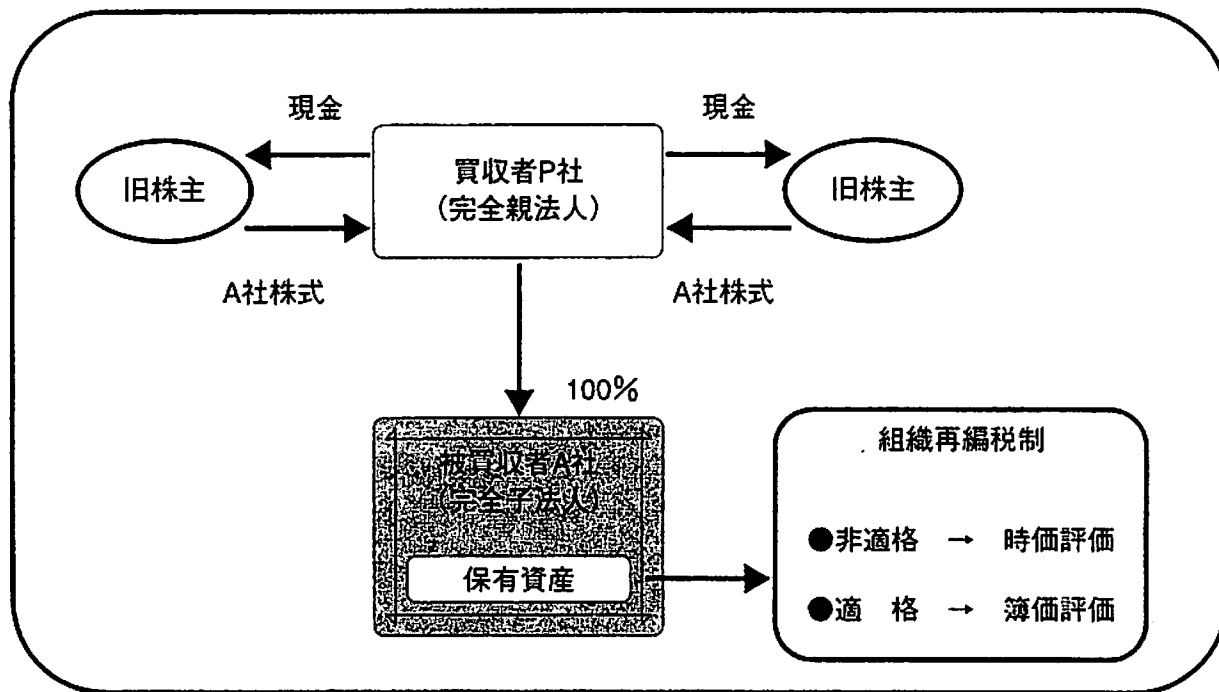
3 なぜ分散した株式を集中させるための手法として活用されているのか

100%子会社化等、分散した株式を集中させる手法としては、この全部取得条項付種類株式方式以外にも、株式交換（端数株式交付型又は現金交付型）という手法がある。

しかし、この手法はいずれも株式交換を利用しているため、18年10月1日以降、株式交換には組織再編税制が適用され、一定の要件を満たさない場合は非適格となり、株式交換完全子法人の保有資産に時価評価が生じることとなる（法法62の9①）（図表二）。

この時価評価の対象に巨額な自己創設営業権が含まれるか否かが実務上定かではないことから、当該税務リスクを回避するため、同日以降の100%子会社化は株式交換方式ではなく、全部取得条項付種類株式方式が採用されているのである。

図表-2 株式交換による100%子会社化と組織再編税制



通則法

所得税

法人税

相続税

消費税

法務

経営

関連業務

**4 「同族会社の行為又は計算の否認」(法  
法132)の規定に抵触するか否か**

このように全部取得条項付種類株式方式は、実務上取扱いが明確でない時価評価という税務リスクを回避するために、現金交付型株式交換方式の代わりとして採用されていることから、「同族会社の行為又は計算の否認」(法法132)に抵触するのではないか、という見解もある。

法人税法132条で定める「同族会社の行為又は計算の否認」の規定とは、内国法人である同族会社について「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる」というものであり、同族会社の租税回避を規制するためのものである。

つまり、この規定に抵触すると全部取得条項付種類株式方式を採用した場合でも現金交付型株式交換の取扱いと同様に時価評価をし

たものとして課税所得が計算されるなど税務上不利な取扱いを受ける可能性がある。

この点、まず、全部取得条項付種類株式方式では、被買収者がTOB等により買収者の同族会社となるため、全部取得条項付種類株式方式の採用により被買収者又は買収者の「法人税が不当に減少する」場合は当該規定の適用対象となるが、

●M&Aや事業承継を目的とする限り、全部取得条項付種類株式方式は租税回避を目的とするものでないこと

●全部取得条項付種類株式方式の実行により実行前と比較して被買収者や買収者の法人税が減少するわけではないこと

から、全部取得条項付種類株式方式、それ自体は法人税を「不当に減少」させることにはならない。

また、少数株主の排除の手段として全部取得条項付種類株式方式を採用することについては、株式交換等、他の手法を採用する場合と比較して、税務上有利となることもあるが、法律上認められる複数の手法のうち、税務も含めてさまざまな観点から最も合理的かつ有

利なものを選択することは、経済的合理性のある経済人であれば当然のことであるため、そのことをもって法人税を「不当に減少」させているとはみなされないものと考えられる。

さらに、過去の「同族会社の行為又は計算の否認」(法法132)に関する判例では、

- ① 同族会社なるがゆえに容易になし得た行為であるか否か
- ② 純経済人の行為として不合理、不自然なもの認められるか否か

が不当性の判断基準として挙げられているが、全部取得条項付種類株式方式は、通常、多くの利害関係者が存在し、M&A や事業承継を目的として採用されることが実務上も多ことから、M&A や事業承継で活用される限り、①、②のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上より、M&A や事業承継を目的とした全部取得条項付種類株式方式は、法人税法132条で定める「同族会社の行為又は計算の否認」の規定に抵触しないものと考えられる。

## Ⅱ◆ 事業承継における全部取得条項付種類株式の活用

### 1● 事業承継対策での活用場面

この「分散した株式を集中することができる」全部取得条項付種類株式を事業承継で活用する場面は次のものが想定されている。

- ① 事業承継において後継者に株式を集中させたい場合
- ② 後継者不在により会社を売却するため、創業者に株式を集中させたい場合
- ③ 経営の不安定要因となる少数株主を排除したい場合

また、これから株式の分散を考えている場合にも、将来いつでも株式を集中できるよう

に、現時点において普通株式を全部取得条項付種類株式に変更しておくことも考えられる。

### 2● 20年度改正による課税関係の明確化～裁判所への価格決定の不服申立てに関する課税関係の明確化～

このように、全部取得条項付種類株式の活用は M&A や円滑な事業承継のために有効な手法といえるが、その一方で、従来、課税上の取扱いが不明確であったため、当該種類株式を活用する際の問題となっていた。

それは、全部取得条項付種類株式の取得の価格について不満のある少数株主が裁判所へ価格決定の不服申立てをする場合(会社法172)の課税関係が不明確となっていた点であり、具体的には裁判所に不服申立てをした結果により交付された金銭に対して「みなし配当」が生じるか否かが明確でなかったことである。

つまり、個人株主にとって「みなし配当」が生じる場合は、一般に生じない場合(不服申立てしない場合)と比較して税負担が重くなるため、少数株主保護のための権利である不服申立ての権利を少数株主が行使できない、という状況が生じてしまったのである。

これは、実際に上場企業の MBO において個人株主が東京地裁に公正な買取価格を決定するように申し立てた際に、財務省、国税庁を巻き込んで大きな問題となった事案である。

以上のような実務上の混乱を経て、全部取得条項付種類株式の活用の急増と個人株主への影響を背景として、財務省及び国税庁は20年度税制改正において裁判所への価格決定の不服申立てによる金銭の交付について、みなし配当が生じないことを明確化したのである(法法24①四、法令23③十、所法25①四、所令61①十)。

### Ⅲ ◆ ケーススタディ ～後継者への株式集中化

それでは、全部取得条項付種類株式を事業承継に活用した場合の手続の流れと税務上の取扱いを具体的なケースでみていきたい。

このような全部取得条項付種類株式方式による株式の集中化は次のような手続となる。

- ① 議決権3分の2確保のための後継者による株式の買取り
- ② 定款変更による普通株式から全部取得条項付種類株式への株式の種類の変更
- ③ 定款変更に対する反対株主の買取請求
- ④ 全部取得条項付種類株式の取得と対価の交付（後継者には普通株式1株を交付し、他の株主には端数株式を交付する）
- ⑤ 端数株式の処分
- ⑥ 裁判所への価格決定の不服申立て

#### 1 ● 株主の取り得る手段と課税上の取扱い

私は30年前に自動車部品メーカーである当社を創業以来、大株主と代表取締役社長を務めてきましたが、今回、事業承継を行い、代表取締役社長を辞任するとともに所有する全株式（60%）を後継者となる長男に譲り渡すことにしました。さらに、事業承継を機に後継者が自由な経営を実現できる環境にするため、後継者に株式のすべてを集中させることにしました（ちなみに、長男は既に当社の10%の株式を所有し、株式買取資金も十分にあります）。そこで先日、役員、従業員持株会、取引先、私の個人的な知合いなど総勢20名の少数株主（30%）に長男に株式を譲り渡すよう頼んだのですが、すべての株主に同意してもら

えず、また、売買価額についても各株主で希望額が大きく異なっており、通常の売買では現実的に後継者に株式を集中させることが難しいことが分かりました。そこで、顧問弁護士と相談し、全部取得条項付種類株式を活用して後継者に株式を集中させることにしました（なお、当社は普通株式のみを発行）。このような事業承継の局面での全部取得条項付種類株式の税務上の取扱いを教えてください。

このケースのスキーム図は次頁図表-3のとおりである。また、株主の取り得る手段と課税関係は次頁図表-4のとおりとなる。

#### 2 ● 株主の税務上の有利・不利

図表-4のように株主が選択した手段によって税務上の取扱いが異なる。

株主の取得価額や発行会社の資本金等によっても異なるが、いずれの選択肢においても株式の価格が同額であることを前提とした場合、株主にとって税額への重要な影響が生じる可能性があるのは、「みなし配当」が生じるか否かである。

個人株主の場合は、「みなし配当」は配当所得として総合課税（最高税率50%）となる（所法24①、25①、22①・②）が、法人株主の場合は、「みなし配当」は受取配当金の益金不算入の取扱いにより一部又は全額が無税となる（法法23①、24①）。

したがって、「みなし配当」が生じる選択肢を採用することにより株主には税務上の有利・不利が生じる可能性がある。

#### 3 ● 株主の税務上の取扱い

1 議決権3分の2確保のための株式買取り  
定款変更により普通株式から全部取得条項付種類株式へ株式の種類を変更するためには

通則法

所得税

法人税

相続税

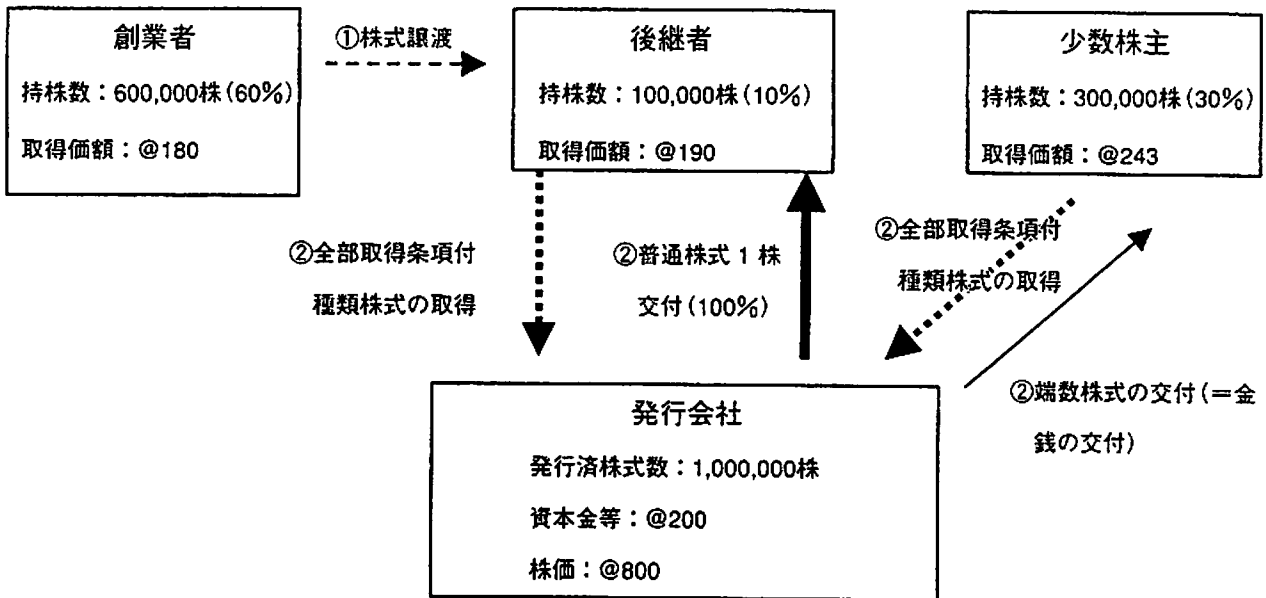
消費税

法務

経営

関連業務

図表－3 後継者に全株式を集中させるケース



(注) @は一株当たり

図表－4 株式の集中化における課税関係

課税関係	創業者	後継者	少数株主
① 議決権確保のための株式の買取り	有価証券譲渡損益 @620 (800-180)	—	—
	みなし配当 —	—	—
② 定款変更に対する反対株主の買取請求による買取り	有価証券譲渡損益 —	—	@43 (損) (200-243)
	みなし配当 —	—	@600 (800-200)
③ 全部取得条項付種類株式の取得と対価の交付	有価証券譲渡損益 —	—	—
	みなし配当 —	—	—
④ 端数株式の処分による買取り	有価証券譲渡損益 —	—	@557 (800-243)
	みなし配当 —	—	—
⑤ 裁判所への価格決定の不服申立て	有価証券譲渡損益 —	—	@557 (800-243)
	みなし配当※ —	—	—

※平成20年度税制改正で明確化

株主総会の特別決議が必要であるため、後継者が3分の2以上の議決権を確保する必要がある(会社法324②一)。そのため、後継者が創業者や一部の少数株主から株式を買い取る必要があるが、その場合、売却株主には非上場株式の売却として有価証券譲渡損益(個人株主の場合は株式譲渡所得、法人株主の場合は株式譲渡損益。以下同じ)が生じる(法61の2①, 措法37の10①)。

**2** 定款変更に対する反対株主の買取請求による買取り

定款の変更に対する反対株主はその株式を公正な価格により買い取ることを会社に請求することができる(会社法116①二)。また、価格が会社と株主間の協議で調わない場合は裁判所に価格の決定の申立を行うことができる(会社法117②)。いずれも反対株主の株式を会社が買い取ることになるが、反対株主には、みなし配当と有価証券譲渡損益が生じることになる(法24①四, 所法25①四)。

**3** 全部取得条項付種類株式の取得と対価の交付(下記**4**, **5**に該当する株主の税務上

の取扱いを除く。つまり、このケースでは後継者の税務上の取扱い)

「取得の対価として株式以外の資産が交付されない」場合は、法人株主には有価証券譲渡損益が生じない(法法61の2⑭三、法令119①十七)し、個人株主も株式の譲渡がなかったものとされる(所法57の4③三)。また、株主にみなし配当は生じない(法法24①四、所法25①四)。

この「株式以外の資産」の範囲に「裁判所への価格決定の不服申立てによる交付金銭等」が含まれるか否かが実務上の問題であったが、20年度税制改正において、「当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産は除く」こととされた(法法61の2⑭三、所法57の4③三)。また、端数株式の譲渡等による金銭の交付も「株式以外の資産の交付」に該当しないことになった(法基通2-3-1、所基通57の4-2)。

#### 4 端数株式の処分による買取り

この場合、みなし配当は発生せず、有価証券譲渡損益のみが生じる。

端数株式の処分は次のいずれかで行われる。

- ① 会社法234条1, 2, 3項により、後継者が買い取る場合
- ② 会社法234条4項により発行会社が買い取る場合

①の場合は、自己株式の取得に該当しないため、「みなし配当」は生じない。また、②の場合もみなし配当は生じないことになる(法法24①四、法令23③九、所法25①四、所令61①九)。

#### 5 裁判所への価格決定の不服申立て(会社法172)

この場合、みなし配当は発生せず、有価証券譲渡損益のみが生じる。

端数株式の処分に代わって、裁判所への価格決定の不服申立てにより金銭の交付を受け

た株主の課税上の取扱いは、20年度税制改正により明確化され、みなし配当は生じないこととされた(法法24①四、法令23③十、所法25①四、所令61①十)。

ただし、みなし配当の生じない裁判所への価格決定の不服申立てによる金銭の交付は、「当該取得決議に係る取得の価格の決定の申立てをした者でその申立てをしないとすれば当該取得の対価として交付されることとなる当該取得をする法人の株式の数が一に満たない端数となるものからの取得に係る部分に限る」とされており、株主としての立場から除外された少数株主が対象となっている(法令23③十、所令61①十)。

なお、実務上、有価証券の譲渡日は「裁判所の価格決定日」として扱うことになると考えられる。有価証券の譲渡日は全部取得条項付種類株式の取得日又は端数株式の処分日(法法61の2①、法規27の3①十六、措通37の10-1五ハ)であるが、裁判所の価格決定の時期が当該取得日や当該処分日から相当に離れてしまう可能性があることを勘案すると、実務上そのような取扱いにならざるを得ないと考えられる。

#### 4 ● 発行会社の税務上の取扱い

発行会社の課税関係は次のとおりとなる。

1 議決権3分の2確保のための株式買取り  
発行会社に課税関係は生じない。

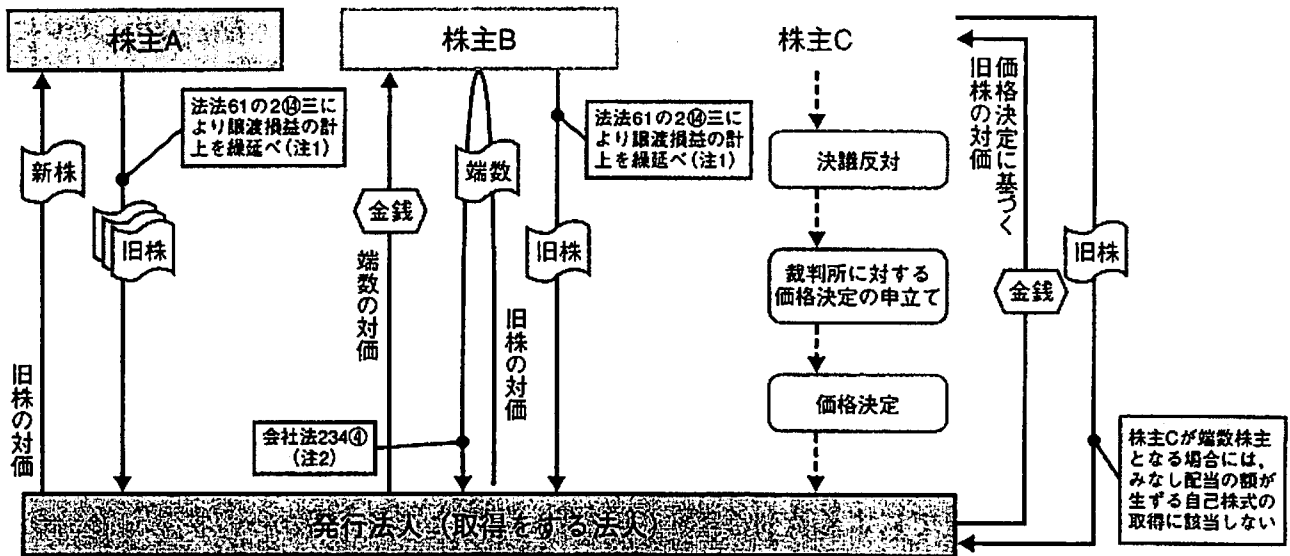
2 定款変更に対する反対株主の買取請求による買取り

税務上、自己株式の取得に該当する。したがって、資本積立金と利益積立金が減少することとなる(法令8①二十、9①十)。

3 全部取得条項付種類株式の取得と対価の交付

後継者への全部取得条項付種類株式の取得に対する普通株式の交付については発行会社

図表-5 全部取得条項付種類株式の取得決議による取得



(注1) 法法24④四の規定により、みなし配当の額が生ずる自己株式の取得に該当しない。  
 (注2) 法法23③九の規定により、みなし配当の額が生ずる自己株式の取得に該当しない。

<参考文献> 平成20年度版 改正税法のすべて (財団法人 大蔵財務協会)

に課税関係は生じない。

#### 4 端数株式の処分による買取り

端数株式を自己が買い受ける場合(会社法234④)は自己株式の取得に当たり、第三者に売却する場合(会社法234①・②・③)は、課税関係は生じない。自己株式の取得に該当する場合は、資本積立金と利益積立金が減少することとなる(法令8①二十, 9①十)。

#### 5 裁判所への価格決定の不服申立て

不服申立株主に対して交付される端数株式については、発行会社が他の端数株式とともに処分するのであれば、4と同様の課税上の取扱いとなる。しかし、端数株式の処分における株式の価格と裁判所が決定した株式の価格が異なる場合の差額については税務上の処理が明確でない。しかし、当該差額を端数株式の処分方法に関係なく発行会社が負担する場合には、当該差額を資本取引による資本積立金として処理することになる。

従来、全部取得条項付種類株式を活用したM&Aや事業承継については、課税関係が明確でなかったことから実務家の多くが頭を悩ませていた。しかし、20年度税制改正により課税関係が明確になったことにより、全部取得条項付種類株式が今後の事業承継においてますます、積極的に活用されることが見込まれる。

最後に、筆者自身の実務経験における全部取得条項付種類株式方式を事業承継において円滑に活用するためのポイントを紹介すると、次の四つであろう。

- 全部取得条項付種類株式そのものを少数株主に理解してもらうこと
- 少数株主に自分達の取り得る手段と課税上の取扱いを理解してもらうこと
- 創業者が株式買取資金を調達できること
- 株式の買取価額や全部取得条項付種類株式の取得価格となる株価を理論的に決定すること

◆ ま と め

(あだち よしゆき)